

改正

平成26年10月3日条例第56号

令和5年3月22日条例第14号

宮崎県子ども・子育て支援会議条例をここに公布する。

宮崎県子ども・子育て支援会議条例

(設置等)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第72条第4項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。次条第2号において「認定こども園法」という。）第25条の規定により、合議制の機関として宮崎県子ども・子育て支援会議（以下「支援会議」という。）を置く。

2 支援会議の組織及び運営については、支援法第72条第5項において準用する同条第2項に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(所掌事務)

第2条 支援会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 支援法第72条第4項各号に掲げる事務
- (2) 認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。

(組織)

第3条 支援会議は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 支援会議に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、支援会議を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職

務を代理する。

(会議)

第6条 支援会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 支援会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 支援会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 支援会議の庶務は、福祉保健部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、支援会議の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年10月3日条例第56号)

(施行期日)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号。以下「一部改正法」という。)の施行の日から施行する。

(準備行為)

2 宮崎県子ども・子育て支援会議は、この条例の施行の前においても、この条例による改正後の宮崎県子ども・子育て支援会議条例第2条第2号に規定する事項(一部改正法による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第17条第3項の規定に係るものに限る。)について調査審議することができる。

附 則 (令和5年3月22日条例第14号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。